

# 真駒内滝野霊園 お申込みのしおり

このお申込みのしおりは、真駒内滝野霊園のご利用に際して、事前にご確認いただきたい事項を記載したものです。内容を確認・承諾のうえ、ご利用ください。

## 特に重要なお知らせ

- 1 墓所使用料**  
墓所使用料とは、お墓を建てる土地(墓所)を使用する権利料のことです。この権利は、使用権であり所有権ではありませんので、土地や家などのように、権利を他人に売ったり、貸したりすることはできません。  
※ 墓所使用料は一般的に、代が続く限りの永い期間という意味で永代使用料とも呼ばれています。
- 2 管理料**  
管理料とは、霊園内の道路・墓参路・公園・街路樹などの維持管理ならびに清掃・環境の整備など、霊園管理に要する費用であり、マンションという共益費です。各墓所内の清掃や除雪などについては墓所権利者およびその親族などに行っていただきますのでご注意ください。また、墓碑石が未建立の場合でも、墓所使用お申込み時から管理料負担義務が発生します。管理料のお支払い方法はご利用する管理料制度により異なります。
- 3 真駒内滝野霊園 朋の会**  
当法人が行う真駒内滝野霊園の御霊の供養に関する事業活動などを通して、会員相互の交流を図る目的や霊園を訪れる方々の憩いの場所として施設を提供し、安心してお参りしていただくことを目的として、墓所権利者のみなさまには真駒内滝野霊園 朋の会会員として施設をご利用いただきます。
- 4 墳墓の建立や施工**  
霊園の管理を適切に行うため、墳墓の建立や追加施工を行う場合は、当法人の霊園運営における主旨および管理使用規定や工事施工規則などを理解し、遵守した石材店などへ依頼してください。
- 5 納骨されるとき**  
焼骨を墓地に埋蔵するときは、墓地、埋葬等に関する法律および管理使用規定により、所定の手続きが必要です。詳しくは12頁をご確認ください。
- 6 使用許可の取消**  
下記の各項に該当するときは、墓所の使用許可を取消します。  
(1) 使用者が管理料を5年分以上滞納したとき。  
(2) セレクト墓所や一部の自由墓所(My Family・移設改葬特区)は満1年、自由墓所は満3年、それ以外の規格墓所などは満6ヵ月を経過しても墓石建立がなされないとき。  
(3) 使用者が使用許可を受けた目的以外に使用したとき。  
(4) 使用者が使用場所を第三者へ譲渡または転貸したとき。  
(5) 霊園が承認していない墓石などを建立しているとき。  
(6) その他霊園管理者が管理運営上支障があると判断したとき。
- 7 用語の定義**  
このお申込みのしおりで掲げる用語の意味は次の各号によるものとします。  
(1) 『墓所』とは、墳墓(お墓)を設けるために区画された土地の一区画をいいます。  
(2) 『焼骨』とは、火葬をして残った遺骨(お骨)をいいます。  
(3) 『墳墓(お墓)』とは、焼骨の埋蔵を目的とする墓碑(墓碑石または、その附属物を含む)をいいます。  
(4) 『墓地』とは、墓所に墳墓(お墓)を建立した一区画をいいます。  
(5) 『供養墓』とは、埋蔵する焼骨の祭祀主宰者を霊園管理者に指定する制度付きのお墓をいいます。

### 【目次】

特に重要なお知らせ	1頁
お申込みの流れ	2頁
クーリングオフのお知らせ	3頁
個人情報の取扱い	3頁
管理使用規定	4～5頁
供養墓(個人・夫婦・親族利用)管理使用規定	6頁
ペットと共に眠るお墓 管理使用規定	6頁
樹木葬・ガーデン墓所 管理使用規定	6頁
管理料一括制度・有期限制度 使用規定	7頁
頭大仏御廟 ご利用にあたって	8頁
頭大仏御廟 管理使用規定	9頁
ふる里霊廟 ご利用にあたって	10頁
ふる里霊廟 管理使用規定	11頁
事務手続要領	12～13頁
朋の会規約・ご利用にあたって	14頁
僧侶手配	15頁

※ 手数料などの価格は消費税10%に基づく金額です。

永久に生きる。花と緑の明るい聖地

# 真駒内滝野霊園

札幌市許可霊園

■お問合せは

☎011-592-1223

受付時間/9:00～16:00

●所在地/札幌市南区滝野2番地

●経営主体/公益社団法人ストーンサークル頭大仏霊園

<https://www.takinoreien.com/> 滝野霊園 

※ 午前中はお電話が集中します。

比較的繋がりがやすい時間帯: 14:00～16:00

# 真駒内滝野霊園 お申込みの流れ

## ◆ はじめに

真駒内滝野霊園の経営主体は公益社団法人ストーンサークル頭大仏霊園です。  
墓所使用のお申込みを希望する場合は、現地をご覧いただき、この「お申込みのしおり」をよくお読みになったうえでご検討ください。

### ① 霊園ご見学・お申込み

現地をご覧いただき、希望する区画がありましたら、『真駒内滝野霊園 管理使用規定』の内容を確認・承諾のうえ、墓所使用をお申込みください。

【墓所使用お申込み必要書類など】

- 申込者の本籍入り住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
- 実印・銀行印・認印（ご利用する管理料制度により異なります）
- ※ 供養墓（夫婦・親族利用）の場合は埋蔵予定者の続柄がわかる世帯票や戸籍謄本類を提出してください（世帯票で続柄がわかる場合、戸籍謄本類の提出は不要です）。
- ※ 有期限制度をご利用する場合は印鑑登録証明書と実印をご用意ください。
- ※ ご提出いただく住民票・戸籍謄本類・印鑑登録証明書は3ヵ月以内発行のものに限ります。

### ② 管理料制度

真駒内滝野霊園では、厚生労働省が通知している『墓地経営・管理の指針等について』に沿って、墓所使用期限を明確化し、各種の管理料制度（管理料一括制度・有期限制度・1年毎の支払い・前納管理料制度）を導入しています。墓所によっては選択できない制度がありますので詳しくはお問合せください。

※ 供養墓・さくらガーデン・桜の杜Ⅱ型は1年毎の管理料支払いを選択できません。

- 管理料制度（1年毎の管理料支払いを選択した場合）※1ヵ年分を毎年先払いしてください。  
例）申込日：2026年7月10日の場合、2026年7月～2027年6月までを先払いしてください。

#### 1 管理料口座振替の手続き（推奨）

- 指定金融機関名・支店名・口座番号（ゆうちょ銀行の場合は通帳番号）
- 金融機関お届け印（銀行印）

#### 2 銀行振込 ※ 振込手数料はお客様がご負担してください。

#### 3 管理事務所窓口でお支払い

### ③ 墓石建立工事

霊園の管理を適切に行うため、墳墓の建立や追加施工を行う場合は、当法人の霊園運営における主旨および管理使用規定や工事施工規則などを理解し、遵守した石材店などへ依頼してください。

その場合、別途定める必要書類をそえて届け出を行ってください。

※ 墓石工事は墓所使用料の全額入金確認後、施工を許可します。

### ④ お支払い

墓所使用料は、お申込みの日から原則7日以内に銀行振込でお支払いください。墓所使用申込書が当霊園に提出されてから、30日以内に使用料が入金されない場合は、お申込みを取消すことがあります。

また、協力石材店と契約した墓石契約金・残金や追加施工費用は、公益社団法人ストーンサークル頭大仏霊園が収納代行いたします。墓石工事は墓所使用料の全額入金確認後、施工を許可します。お振込みの際は、当法人の専用振込依頼書でお支払いください（振込手数料はお客様がご負担してください）。なお、金融機関で発行されるお客様控え領収書の代わりとなりますので、大切に保管してください。また、分割2回払い<sup>\*1</sup>や複数回の分割払いが可能な墓園コースも取扱っていますので、詳しくは協力石材店へお問合せください。

※1 分割2回払いとは契約時と墓石引渡後の2回に分けて支払う方法で、金利手数料はかかりません。ただし、自由墓所の墓所使用料・頭大仏御廟・ふる里霊廟の使用料は一括払いとします。

### ⑤ 墓所使用許可証の交付

墓所使用許可証とは、真駒内滝野霊園が交付する『お墓の権利証』です。所定料金のお入金確認後に交付します（書類に不備があると交付することができません）。

交付を受けた方は墓所使用許可証に定められた墓所を使用することができます。

※ 供養墓（ふる里霊廟・頭大仏御廟を含む）の場合は、所定料金のお入金確認後に『供養墓使用証明証』を交付します。

※ 『墓所使用許可証』や『供養墓使用証明証』は交付条件が揃い次第、30日以内に権利者へ簡易書留やレターパックなどで発送します。

## ◆ お申込み・ご契約の撤回（クーリングオフ制度）

お申込みやご契約を取り交わしたその日を含めて8日以内であれば、書面・電子メールなどによりお申込みやご契約の撤回、またはお申込みやご契約の解除を行うことができます。この場合、お支払いいただいた金額を返金します。クーリングオフに関しては、3頁や担当の協力石材店へご確認ください。

- 協力石材店とは・・・  
協力石材店とは、真駒内滝野霊園が定める規定・規則を遵守し、販売代理店として墓所の販売または施工店として墓石の建立を委託された石材店です。協力石材店は墓所使用者の要望に応じて、追加施工・補修・納骨などの顧客サービスを霊園と協力のうえ、提供します。  
(株)札幌オークラ・ほしの石材工業(株)・(有)山本博昭石材店・(株)帝北・滝の石材設計(株)  
(株)昭光石材店・(株)小林石材・山崎石材工業(株)

## クーリングオフのお知らせ

※ この書面は重要なものですので、内容を十分にお読みください。

- お客様が、訪問販売でお申込み（契約）された場合、本書面を受領された日から8日以内であれば、書面（下図参照）・電子メールなどにより無条件でお申込みの撤回（ご契約が成立したときはご契約の解除）を行うこと（以下、クーリングオフといいます）ができ、その効力は書面・電子メールなどを発送・発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が3,000円未満のときは、クーリングオフはできません。
- この場合お客様は、
  - ① 損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
  - ② すでに引渡しされた商品の引取りに要する費用や権利の返還に要する費用は担当石材店や真駒内滝野霊園が負担します。
  - ③ すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
  - ④ 商品を使用もしくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。また、役務の提供を受けまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
  - ⑤ 役務の提供に伴い、墓所または墓石の現状が変更された場合でも、無償で元の状態に復元いたします。
- 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実の告知を告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面・電子メールなどによりクーリングオフすることができます。

右記のように書面・電子メールなどに必要事項をご記入のうえ、真駒内滝野霊園宛に発送・発信してください。

<input type="checkbox"/> 郵便はがき	札幌市南区滝野2番地 真駒内滝野霊園
● 電話番号	● ご住所
● お申込者名	

申込み（契約）日 20〇〇年〇月〇日
● 担当石材店名
● 墓所区画名
● 商品名・役務の種類
右記日付の申込みは撤回し、 または契約は解除します。

## 真駒内滝野霊園 個人情報の取扱い

### ● 個人情報の取得

当法人では、個人情報を取得する際には、その利用目的を明示し、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって取得いたします。また、お客様に折り返しご連絡させていただく場合のために、ナンバーディスプレイを採用していますので、あらかじめご了承ください。

なお、以下のお申込みなどの際、ご本人確認のために、お客様の個人情報を取得し利用します。

- ・ 墓所使用お申込み・墓石建立・追加施工・補修工事・収納代行・管理業務・納骨や名義変更・住所変更などの諸手続き
- ・ 法要施設などの利用お申込み
- ・ 当法人が提供する墓地清掃・お参り代行などの諸附帯サービスのお申込み
- ・ お受けした諸附帯サービス事業における統計および分析のため
- ・ 諸附帯サービスなどの費用のご請求
- ・ お客様への各種通知・墓所使用許可証（供養墓使用証明証）の発送・会報の発送
- ・ 諸手続きのお知らせ・アンケート調査の依頼・新しいお客様サービスの開発および運用

### ● 取得した個人情報の利用および提供

お客様などから個人情報をご提供いただく際に明示した収集目的の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。また、当該個人情報を「ご本人の同意がある場合」または「法令などで要求された場合」を除き、第三者に開示・提供することはありません。ただし、正当な収集目的の範囲内において機密保持契約を締結した業務委託先に、当該個人情報を預託し共同利用する場合があります。この場合は、業務委託先による個人情報の取扱いについて厳正に監督・管理いたします。

### ● 個人情報の共同利用

当法人が取得した個人情報を、以下の目的に限り共同利用します。また、当法人が協力石材店より情報の提供を受けることもあります。これらの情報の中には、お客様の個人情報が含まれている場合があります。

- ・ 共同利用する個人データ  
墓所権利者や申込者、親族や関係者の住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど個人に連絡するための情報、お客様番号や墓所番号・故人の戒名など・宗旨・宗派
- ・ 共同利用者  
個人情報の共同利用者である、協力石材店・提携石材店・工事施工店・諸附帯サービス業務委託先などについては、公式ホームページで公開を行っています。
- ・ 共同利用目的  
墓所使用お申込み・墓石建立・追加施工・補修工事・納骨や法要の対応・管理料引落し・会報の発送や墓地清掃・お参り代行などの諸附帯サービスの提供・見学予約・資料請求・相談会

### ● 個人情報の保護と管理

当法人は、お客様などからご提供いただいた個人情報について、不正アクセス・紛失・破壊・漏洩・改ざんなどを防止するために、個人情報管理責任者を置き、厳重な安全対策を講じます。

また、個人情報を取扱う職員に対し、個人情報保護のための研修・教育を定期的実施するなどの啓発活動に努めてまいります。

### ● 個人情報に関するお問合せなど

お客様は、当法人が保有するお客様ご本人の個人情報について、当法人所定の手続きにより開示をご請求することができます。お客様ご本人の個人情報の開示をご希望される場合は、下記当法人「お客様相談窓口」までお問合せください。開示に必要な手続きについてご案内いたします。その他、お客様ご本人の個人情報の訂正・利用停止・削除をお求めになりたい場合など、個人情報に関するお問合せやご相談につきましても、下記「お客様相談窓口」で承ります。いずれの場合も、当法人は個人情報保護法の趣旨にのっとり、適切に対応いたします。

お客様からの個人情報の取扱いに関するご相談窓口

真駒内滝野霊園 札幌市南区滝野2番地

TEL 011-592-1223 (受付時間/9:00~16:00)

# 真駒内滝野霊園 管理使用規定

## (管理使用規定の目的)

第1条 本規定は、公益社団法人ストーンサークル頭大仏霊園(以下、法人といいます)が経営する真駒内滝野霊園(以下、霊園といいます)の使用および管理に關し必要な事項を定め、その使用および管理が適切に行われることを目的とした約款です。墓所権利者や当霊園を使用する方(以下、使用者といいます)は本規定を遵守してください。

## (墓所使用目的)

第2条 当霊園では、焼骨を埋蔵するための墳墓(墓碑石または、その附属物を含む)を施工する目的以外に墓所を使用することができません。したがって当法人が承認した墓石など(仏像・墓誌・灯籠などを含む)以外は一切使用を禁じます。

## (使用資格)

第3条 1. 当霊園は、国籍・宗教などを問わずどなたでも使用することができます。  
2. 反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定された、暴力団・暴力団関係企業・総会屋もしくはこれに準ずる者またはその構成員など)である場合、当霊園のお申込みを受付しません。なお、申込者が反社会的勢力に自己の名義を使用させてお申込みした場合や、当霊園が管理上支障があるものと判断した場合も同様とします。

## (墓所の種類)

第4条 1. 当霊園には、次の区画を設けます。  
(1)規格墓所および供養墓(個人・夫婦・親族利用)  
当霊園が墳墓の形・寸法・石種などについて一定の規格を定めた建立条件付きの区画です。その他本規定に定めのない事項は『供養墓(個人・夫婦・親族利用)管理使用規定』の定めにしたがい使用してください。  
(2)自由墓所およびセレクト墓所  
自由墓所とは墓所内に各種墓石などを自由に設置できる区画です(第12条の制限遵守)。セレクト墓所とは墳墓の形・寸法・石種などについて複数の選択肢から選ぶ、建立条件付きの区画です。  
(3)樹木葬およびガーデン墓所  
当霊園が(1)~(2)の区画内に花や樹木を植栽し、樹木葬やガーデン葬と定義した区画です。その他本規定に定めのない事項は『樹木葬・ガーデン墓所管理使用規定』の定めにしたがい使用してください。  
(4)ペットと共に眠るお墓  
当霊園が『ペットとご家族と共に眠るお墓』として使用を許可する専用区画です。  
その他本規定に定めのない事項は『ペットと共に眠るお墓管理使用規定』の定めにしたがい使用してください。  
2. いずれの墓所も1墓所1名の使用名義人に墓所使用権を付与し、墓所使用許可証を交付する区画です(供養墓を除く)。  
3. セレクト墓所や一部の自由墓所(My Family・移設改葬特区)は墓所使用申込みから1年以内、自由墓所は墓所使用申込みから3年以内、それ以外の規格墓所などは墓所使用申込みから6ヵ月以内に墓石を建立してください。  
その他の墓所の建立などに関する規定は、別途定める工事施工規則や工事施工ガイドラインにしたがうこととします。  
4. 霊園の管理を適切に行うため、墳墓の建立・追加施工・役務の提供を受ける場合は、当法人の霊園運営における主旨および管理使用規定や工事施工規則などを理解し、遵守した石材店などへ依頼してください。その場合、別途定める必要書類をそえて届け出を行ってください。

## (墓所使用許可証の交付)

第5条 1. 当霊園を使用する方は、所定の使用申込書に本籍入り住民票(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)をそえ、別途定める管理料・墓所使用料・登録手数料などをお支払いし、墓所使用許可証(以下、証書といいます)の交付を受けてください。  
2. 証書は所定料金の入金確認後に申込者へ交付します。証書の交付を受けた方は使用者として証書に定められた墓所を使用することができます。  
3. 証書を紛失・汚損した場合は、別途定める手続きと必要書類をそえて届け出を行い、真駒内滝野霊園管理者(以下、霊園管理者といいます)より再交付を受けることができます。  
4. 使用者の改姓などにより証書の記載内容を変更する場合は、別途定める必要書類をそえて届け出を行い、記載内容の訂正を受けることができます。  
5. 旧字体(外字)の文字は類似した文字またはカタカナで登録します。

## (墓所使用料)

第6条 墓所使用料とは、墓所の使用権を保証する料金です。

## (管理料)

第7条 1. 管理料とは、霊園内の道路・墓参路・公園・街路樹などの維持管理ならびに清掃・環境の整備など、霊園の管理に要する共益費用です。管理料は、当法人の請求により、お申込み時から先払いしてください。  
2. 1㎡以上の区画に際し、1㎡未満は1㎡とみなし、管理料を請求いたします。  
3. 管理料を滞納した場合は、親族などの支払申請者にその情報を開示し、お支払いいただく場合があります。ただし、このお支払いによって使用権の承継などの手続きに関する優遇はありません。

## (管理料の変更)

第8条 物価変動・経済状況などの影響により管理料が著しく不均衡となった場合は、管理料や管理料制度の金額を変更することがあります。

## (管理料に関わる特例制度)

第9条 1. 管理料一括制度  
管理料を一括でお支払いする制度です。所定の手続きが完了次第、以後の管理料は発生しません。  
2. 前納管理料制度  
管理料を指定期間、先払いする制度です。期間終了後は、改めて追加支払いすることで継続してお墓を使用することができます。  
3. 有期限制度  
指定期間中はお墓が存続し、期間終了後は霊園が墓石を供養・撤去のうえ、お骨を永代供養墓へ改葬・祭祀を行う制度です。  
4. 管理預託金制度  
墓所権利者に墓所の承継者がいないなどの理由により、特例として管理料を一括でお支払いする制度です(2014年3月末日をもって新規の受付を終了)。管理預託金制度利用の方は、墓所権利者以外の埋蔵および承継(名義変更)手続はできません。ただし、管理料一括制度への切替えを承諾した場合はこの限りではありません。  
5. 永代管理料制度  
毎年の管理料をお支払いすることが困難な方が、特例として管理料を一括でお支払いする制度です(1992年3月末日をもって新規の受付を終了)。

## (墓所使用料・管理料の返還)

第10条 1. 既納の墓所使用料または永代使用料・登録手数料・管理料・供養料・各管理料制度利用料などは理由にかかわらず返還いたしません。ただし、クーリングオフ期間内ならびに前納管理料制度 期間終了前の解約はこの限りではありません。  
2. 本規定第15条1項2号で定める期間内に、未建立および未使用のまま、墓所使用権を返上する場合、特例処置として、本規定第17条1項の手続きが完了次第、完納済の墓所使用料(永代使用料)の6割に相当する額を返還します。  
3. 管理預託金制度利用者が墓所使用権を返上する場合、所定の手続きが完了次第、双方合意のうえ管理預託金については利用年数分の管理料を差し引いた残額を返還します(管理預託金に利息は付きません)。

(使用許可墓所内の清掃)

- 第11条 1. 使用許可墓所内(以下、区画内といいます)の清掃および除雪など、区画内の管理は原則として使用者が行ってください。  
2. 供物や飲物を放置すると野生動物が荒らし、お墓を汚す恐れがあるため、お参り後は必ずお持帰りください。お持帰りされていない場合は霊園管理者が処理します。なお、供花・線香・ローソクなどは霊園管理者が適時処理します。ただし、お盆期間・お彼岸期間・冬期間は処理しません。  
3. 墓所内の冬囲いは、周りの墓所に迷惑が掛からない範囲で行ってください。

(規格墓所・自由墓所内の建立などの制限)

- 第12条 1. 墓所権利者以外は墳墓の建立や追加施工の申請はできません。ただし、霊園管理者が承認した場合はこの限りではありません。  
2. 規格墓所内では、当霊園が定めた墳墓の形・寸法・石種・植栽以外を設けることはできません。  
3. 自由墓所内では、次の基準にしたがってください。ただし、別途定める樹木葬・ガーデン墓所はこの限りではありません。  
(1) 3㎡以上の墓所内に建立する墓碑の高さは、地盤面(以下、GLといいます)から3m以内とします。ただし、My Familyや移設改葬特区および1.6㎡以上の墓所にGLから3m以上の墓碑を希望する場合、景観および周りの墓所に迷惑が掛からない範囲であれば、霊園管理者が許可する場合があります。  
(2) 植樹の高さはGLから1.5m以内とします。したがって将来著しく伸長のある樹木の植樹は認められません。  
(3) 区画を明らかにするための囲障は、高さ0.6m以内とします(生垣は禁じます)。  
(4) 他所から墓石などを移設する場合は、詳細図面や写真をそえ、事前に霊園管理者の承認を受けてください。  
(5) 上記または規定外に他人に迷惑をおよぼす墳墓などを設置した場合は、当霊園が撤去処分することができるものとします。なお、これに要した費用は使用者の負担とします。  
4. 使用許可墓所内で墓石建立・追加施工・補修工事などを行う際は、当霊園が定めた工事施工規則や工事施工ガイドラインの定めにしたがい、工事施工前に霊園管理者へ別途定める必要書類を届け出て承認を受けてください。なお、工事施工後は、工事が約定どおり完了したことを確認のうえ、工事完了引渡通知書兼確認書を届け出てください。

(死体埋葬の禁止および焼骨の埋蔵)

- 第13条 公衆衛生上、本墓所には死体を埋葬することはできません。したがって、本墓所の埋蔵は許可を受けた焼骨のみとします。

(埋蔵者の制限)

- 第14条 1. 墓所権利者の親族以外の焼骨を埋蔵することはできません。ただし、霊園管理者と協議し承認を受けたときはこの限りではありません。  
2. ペットの焼骨は、ペットと共に埋蔵可能な専用区画とペット合葬墓のみ埋蔵できます。

(使用許可の取消)

- 第15条 1. 下記の各項に該当するときは、墓所の使用許可を取消します。  
(1) 使用者が管理料を5年分以上滞納したとき。  
(2) セレクト墓所や一部の自由墓所(My Family・移設改葬特区)は満1年、自由墓所は満3年、それ以外の規格墓所などは満6ヵ月を経過しても墓石建立がなされないとき。  
(3) 使用者が使用許可を受けた目的以外に使用したとき。  
(4) 使用者が使用場所を第三者へ譲渡または転貸したとき。  
(5) 霊園が承認していない墓石などを建立しているとき。  
(6) その他霊園管理者が管理運営上支障があると判断したとき。  
2. 前項の各号により、当霊園の使用許可を取消したとき、当法人は焼骨を当霊園内の任意に定める場所に改葬し、墓石などを他に撤去処分することができます。焼骨は当法人において祭祀いたします。なお、これに要した費用は使用者の負担とします。  
3. 第1項の各号により、当霊園の使用許可を取消したとき、第10条1項の通り、使用料などは返還しません。  
4. 当法人は第1項の各号により、使用許可を取消した墓所を、新たに第三者へ墓所使用を承諾することができるものとします。

(使用者の承継手続)

- 第16条 1. 墓所権利者が死亡したときは、別途定める手続料と必要書類をそえ、霊園管理者の承認を受けて相続人が墓所使用権を承継してください。ただし、承継者および祭祀承継者がいないなどの理由で霊園管理者を祭祀主宰者とすることに同意した場合や供養墓使用者、有期限制度や管理預託金制度をお申込みの場合はこの限りではありません。  
2. 墓所使用権を承継する場合は、事前に相続人全員の合意を得てください。ただし、遺言書に祭祀承継者を指定する内容の記載がある場合はこの限りではありません。

(墓所使用権の返上手続)

- 第17条 1. 使用墓所が不要となったときは、墓所権利者はその旨、書面をもって別途定める手続料と墓所使用許可証・印鑑登録証明書をそえて霊園管理者に届け出のうえ、墓所使用権の返上手続をしてください。  
2. この場合、墓所権利者の責任において焼骨の改葬および墓所を原形に復してください。万一、墓所権利者が墓所を原形に復さないときは当法人が墓所権利者などに通知して、これを当霊園内の任意に定める場所に改葬し、墓石などを他に撤去処分することができます。なお、これに要した費用は使用者の負担とします。

(焼骨の埋蔵および改葬手続)

- 第18条 1. 墓所権利者が、焼骨を埋蔵するとき、または埋蔵した焼骨を改葬するときは、『真駒内滝野霊園 事務手続要領』に定められている手続を経て行ってください。  
2. 墓所権利者以外は埋蔵・改葬・分骨の申請はできません。ただし、霊園管理者が承認した場合はこの限りではありません。

(個人情報の取扱い)

- 第19条 当法人がお客様より取得した個人情報は、別途定める『個人情報の取扱い』の通り厳重に管理し、目的以外の利用はしません。

(不可抗力などによる事故の責任)

- 第20条 1. 地震・風水害・落雷などの自然災害による不可抗力や第三者による行為により生じた墓所・墓石などの損害ならびに、これらに伴って生じた損害(人身傷害を含む)に対しては、当霊園は一切の責任を負いません。  
2. 盗難・交通事故など、第三者による加害行為により生じた損害について、当霊園は一切の責任を負いません。

(法人などの使用)

- 第21条 法人団体などが当霊園の墓所や施設などを使用する場合は、霊園管理者の承認を受けたうえでお申込みしてください。

(その他)

- 第22条 区画内における祭祀および霊園内の通行については、霊園管理者の指示にしたがってください。

(真駒内滝野霊園 朋の会)

- 第23条 1. 当法人が行う、真駒内滝野霊園の御霊の供養に関する事業活動などを通して、会員相互の交流を図る目的や霊園を訪れる方々の憩いの場所として施設を提供し、安心してお参りしていただくことを目的として、真駒内滝野霊園 朋の会(以下、朋の会といいます)を置きます。  
2. 朋の会会員資格は、使用申込者一名に対してのみ付与します。  
3. 朋の会会員資格については別途定めるところにしたがってください。

(規定に定められていない事項および規定の改正)

- 第24条 1. 前各条に定めのない事項については、関連法令(または確立された一般慣習)の定めにしたがい、その都度、当法人が定めるものとします。  
2. 墓地、埋葬等に関する法律など、現行法規が改正された場合、および本規定に変更の必要がある事項が生じた場合は、当法人において本規定を変更することができます。

付則 この規定は、2026年4月1日付で改定し、同日から施行します。

# 供養墓(個人・夫婦・親族利用) 管理使用規定

## (供養墓 管理使用規定)

第1条 本規定は個人・夫婦・親族で利用する供養墓(以下、供養墓といいます)使用者に適用します。供養墓に関する事項以外は「真駒内滝野霊園 管理使用規定」を遵守し、使用してください。

## (使用目的)

第2条 供養墓は、許可を受けた焼骨を埋蔵するために供するもので、目的以外の使用はできません。

## (供養墓の申込みから完成まで)

第3条 所定のお申込み手続きが完了次第、すみやかに施工します。その他、定めのない事項は「真駒内滝野霊園 管理使用規定」に定める規格墓所に準じます。

## (供養墓使用証明証の交付)

- 第4条
1. 供養墓を使用する方は、所定の使用申込書に申込者の本籍入り住民票(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)や夫婦・親族利用などは埋蔵予定者の続柄がわかる世帯票や戸籍謄本類をそえ、供養墓使用料や登録手数料などをお支払いし、「供養墓使用証明証(以下、証書といいます)」の交付を受けてください。
  2. 証書は所定料金の入金確認後に申込者へ交付します。証書の交付を受けた方は使用者として証書に定められた墓所を使用することができます。
  3. 証書を紛失・汚損した場合は、別途定める手数料と必要書類をそえて届け出を行い、真駒内滝野霊園管理者(以下、霊園管理者といいます)より再交付を受けることができます。
  4. 使用者の改姓などにより証書の記載内容を変更する場合は、別途定める必要書類をそえて届け出を行い、記載内容の訂正を受けることができます。
  5. 旧字体(外字)の文字は類似した文字またはカタカナで登録します。

## (供養墓使用料)

- 第5条
1. 供養墓使用料は、許可を受けた焼骨を供養墓に埋蔵するために使用する権利と、霊園が維持管理・供養をするために要する料金です。
  2. 供養墓の使用者としての権利は、民法896条但書により一身専属的であるため、相続・譲渡・転貸などすることはできません。

## (祭祀承継)

第6条 供養墓に埋蔵する焼骨の祭祀主宰者を霊園管理者とすることに同意していただきます。

## (埋蔵者の制限)

第7条 所定の使用申込書に定めた、埋蔵予定者以外を埋蔵することはできません。ただし、別途定める手数料と必要書類をそえて届け出を行い、霊園管理者が埋蔵予定者の変更・追加を承認した場合はこの限りではありません。

## (合同供養の行為)

第8条 お彼岸およびお盆には、霊園管理者が祭祀主宰者となり、霊園管理者が定めた合同祭壇で供養を行います。

## (月参り供養の行為)

第9条 適宜、合同祭壇に供花・供物・ローソク・線香をお供えいたします。また、霊園管理者が祭祀主宰者となり、霊園管理者が定めた合同祭壇で月参り供養を行います。

## (維持管理など)

- 第10条
1. 墓所内および維持管理・霊園内の清掃・環境の整備などは霊園管理者が行います(ただし、区画内の除雪は行いません)。
  2. お申込み時に定めた期間、墓所内の清掃(墓石の水洗い、ゴミ拾いなど)や供養を行います。

## (追加施工)

第11条 供養墓の追加施工などは祭祀主宰者である真駒内滝野霊園へ依頼してください。なお、追加施工や事務手数料などの費用は使用者の負担とします。付則 この規定は、2026年4月1日付で改定し、同日から施行します。

# ペットと共に眠るお墓 管理使用規定

## (ペットと共に眠るお墓 管理使用規定)

第1条 本規定は真駒内滝野霊園のペットと共に埋蔵可能な専用区画「&Family・One Family・オータムガーデン・ひよりの杜・With Family・My Family(以下、ペットと共に眠るお墓といいます)」使用者に適用します。ペットと共に眠るお墓に関する事項以外は「真駒内滝野霊園 管理使用規定」を遵守し、使用してください。&Family・One Family・ひよりの杜に関しては「供養墓 管理使用規定」もあわせてご確認ください。なお、ペットと共に眠るお墓の使用に関して親族間などで紛争が生じた場合、当霊園は一切関与せず、また責任を負いません。

## (使用目的)

第2条 この区画は、ペットとご家族が共に眠るために供するもので、目的以外の使用はできません。

## (ペットの対象)

第3条 この区画のペットとは、墓所権利者および親族が飼っている犬・猫・鳥・ハムスター・うさぎなどの愛玩動物を対象としています。その他の小動物については霊園管理者と協議してください。

## (ペットの火葬)

第4条 当霊園に火葬施設はありません。火葬場および火葬業者で焼骨にされたのち、当霊園が定める所定の手続きにしたがって埋蔵してください。

## (ペットの埋蔵および改葬)

- 第5条
1. ペットを納骨する場合は、事前に届け出が必要です。別途定める手数料と必要書類をそえて手続きを行ってください。
  2. 将来的に引越しなどの諸事情で、他の霊園や納骨堂などへ改葬する場合、改葬先によってはペットと一緒にしたお骨を受け入れていただけない可能性があります。「With Family・オータムガーデン・My Family」ではペットのお骨と分けて納骨できるよう、区画に応じ施工することができます。建立後の追加・変更はできない場合がありますので事前にお申し出ください。
  3. 区画内のペット専用と定義したカロートは、ペットのお骨のみを埋蔵してください。

## (墓参方法)

第6条 現在飼っているペットと一緒に参りする際はリードで短くつないでください。また、排せつ物の処理などのマナーを守り、他のお客様へ迷惑が掛からないよう配慮してください。付則 この規定は、2026年4月1日付で改定し、同日から施行します。

# 樹木葬・ガーデン墓所 管理使用規定

## (樹木葬・ガーデン墓所 管理使用規定)

第1条 本規定は真駒内滝野霊園の「つどい・&Family・ローズガーデン・どんぐりの杜・桜の杜・さくらガーデン・オータムガーデン・Halo Garden・ラベンダーガーデン・八重の園・天空のガーデン(以下、ガーデン墓所といいます)」使用者に適用します。ガーデン墓所に関する事項以外は「真駒内滝野霊園 管理使用規定」を遵守し、使用してください。

## (ガーデン墓所の種類)

第2条 ラベンダーガーデン墓所は、第6条で定める期間、当霊園が区画花壇および外周花壇の環境維持を行う墓所です。その他のガーデン墓所は、第6条で定める期間、当霊園が植栽管理する花や樹木の環境維持を行う墓所です。

## (建立などの制限)

- 第3条
1. ガーデン墓所にはカロートを設け墓碑を建立してください。
  2. その他の建立などに関する規定は、別途定める工事施工規則や工事施工ガイドラインにしたがうこととします。

## (墓所内の植栽)

- 第4条
1. ラベンダーガーデン墓所内の植栽の高さはGLから0.6m以内とします。天空のガーデン墓所内の植栽の高さはGLから1.5m以内とします。したがって将来著しく伸長のある樹木の植栽は認められません。
  2. 霊園管理者が、区画内の植栽が放置されるなどの理由で景観を害すると判断した場合、または植栽が1項の規定以上になった場合は、原形に復することを求めたうえで、撤去処分することができます。また、それに要する費用は使用者の負担とします。
  3. 青果物などは動物や昆虫により荒らされ、お墓が汚れる原因となるため、植栽を禁止します。
  4. その他の植栽に関する規定は、別途定める工事施工規則や工事施工ガイドラインにしたがうこととします。

## (環境維持費)

第5条 ガーデン墓所の環境維持のため、区画に応じて管理料(真駒内滝野霊園 管理使用規定第7条)や墓所使用料に環境維持費が含まれます。物価変動・経済状況などの影響により不均衡となった場合は、環境維持費を変更することがあります。

## (区画花壇および外周花壇の管理)

- 第6条
1. ガーデン墓所の当霊園が植栽管理する花や樹木の維持管理は適時霊園が行います。
  2. 1項の環境維持を行う際に、使用者の墓所内に立ち入る場合があります。
  3. ガーデン墓所の当霊園が植栽管理する花や樹木の管理期間は毎年5月1日から9月30日までとします。ただし、気象状況により管理期間が変更となる場合があります。

## (損害の責任)

第7条 墓石へ無理な力・衝撃・荷重を加えたことによる破損や樹木の倒壊・接触により随伴して生じた損害(人身傷害を含む)に対しては、当霊園の故意または過失がある場合を除き、当霊園は一切の責任を負いません。

## (区画花壇および外周花壇)

- 第8条
1. ガーデン墓所の当霊園が植栽管理する花や樹木については、当霊園が環境維持を行うため、使用者が植栽や管理を行うことはできません。
  2. ガーデン墓所の当霊園が植栽管理する花や樹木については、色・品種・数などの指定はできません。

付則 この規定は、2026年4月1日付で改定し、同日から施行します。

# 管理料一括制度・有期限制度ご利用の注意点

## 【切替手続の流れ】

- ① 管理料のお支払い状況により、お申込み方法が異なります。現在の管理料制度は墓所使用許可証・供養墓使用証明証でご確認ください。ご不明な場合は、管理事務所までご連絡ください。
- ② 管理料一括制度・有期限制度 使用規定や管理料制度のご案内(パンフレット)の内容をご覧いただき、ご要望に適合しているかご確認ください。
- ③ 管理料一括制度・有期限制度 使用規定に同意のうえ、管理料制度等申込書に必要事項を記入し、お申込みください。
- ④ 申込書の内容に応じ、請求書を発行します。ご利用料金は請求書の発行から原則7日以内に銀行振込でお支払いください(振込手数料はお客様がご負担してください)。
- ⑤ 手続き完了後、30日以内に申込受理内容を明記した『墓所使用許可証・供養墓使用証明証』を交付し、簡易書留やレターパックなどで発送します。

## 【切替手続に必要な書類など】

管理料一括制度・有期限制度をご利用するためには、別途定める手続料と下記の手続きが必要です。

必要書類など：墓所使用許可証(永代使用許可証・供養墓使用証明証)・管理料制度等申込書・印鑑登録証明書・実印

※ 毎年管理料や前納管理料制度から有期限制度へ切替えのお客様は、管理料の請求月にかかわらず、ご契約が成立した月から有期限の期間が開始となりますので、あらかじめご了承ください

- 毎年管理料をお支払いのお客様  
口座振替ご利用の方が切替える際、引落しの停止手続きが間に合わない場合があります。その場合は、管理料制度利用料金から引落し分を差引きし、請求します。
- 前納管理料制度・永年供養をご利用のお客様  
管理料制度利用料金から残りの期間分を差引きし、請求します。
- 永代管理料制度をご利用のお客様(有期限制度に切替える場合)  
指定期間をご選択ください。有期限制度利用料金を請求します。
- 管理預託金制度をご利用のお客様  
承継手続を申請する場合は、管理料一括制度への切替えにご承諾ください。
- 管理預託金制度をご利用のお客様(有期限制度に切替える場合)  
有期限制度への切替えにご承諾のうえ、指定期間をご選択ください。管理預託金から利用年数分を差引きした差額分を充当し、有期限制度利用料金を請求します。

# 管理料一括制度・有期限制度 使用規定

## (適用範囲)

第1条 本規定は管理料一括制度や有期限制度の利用者に適用します。管理料一括制度や有期限制度に関する事項以外は「真駒内滝野霊園 管理使用規定」を遵守し、使用してください。

## (制度の目的)

第2条 管理料一括制度とは、真駒内滝野霊園(以下、霊園といいます)の墓所権利者が、永代にお墓を存続させることを目的に共益費である管理料を一括でお支払いする制度です。  
有期限制度とは、承継者不在などの理由により、将来に不安を感じている墓所権利者の安心に資するため、有期限の期間が終了したのちは永代供養墓へ合葬し、霊園管理者が墓所権利者に代わって祭祀を行う制度です。

## (承諾内容)

第3条 管理料一括制度や有期限制度の適用をお申込みする方(以下、申込者といいます)は、お申込み時に該当する以下の条件を承諾のうえ、墓所使用許可証(永代使用許可証・供養墓使用証明証)・管理料制度等申込書・印鑑登録証明書をそえ、所定の費用をお支払いください。新規に墓所使用をお申込みする場合は、この限りではありません。

1. 申込手続は墓所権利者に限ります。ただし、霊園管理者が承認した場合はこの限りではありません。
2. 管理料は、霊園内の道路・墓参路・公園・街路樹などの維持管理ならびに清掃・環境の整備など、霊園管理に要する費用であり、マンションという共益費です。各墓所内の清掃や除雪などについては墓所権利者およびその親族などが行ってください。
3. 名義変更により新権利者が当該墓所を承継した場合、管理料制度の効力も同時に承継されます。
4. 地震・風水害・落雷などの自然災害による不可抗力や第三者による行為により生じた墓所・墓石などの損害ならびに、これらに随伴して生じた損害(人身傷害を含む)に対しては、当霊園は一切の責任を負いません。

## 【管理料一括制度をお申込みする方のみ】

5. お支払いされた管理料一括料金は基金とし、公益社団法人ストーンサークル頭大仏霊園(以下、法人といいます)が社会に貢献する目的をもって、国債や地方債などで安定的な運用を行うとともに、公益目的財産の取得および維持管理費用とします。金利動向などによる理由で管理料を追加請求することはありません。
6. 永代にお墓を存続させることを最優先に霊園管理者は対応いたしますが、将来的に当該の墳墓が、自然災害や経年劣化などにより、倒壊する恐れや景観上の問題が生じ、かつ当該の墳墓に祭祀を承継する者がいない場合は、やむを得ない措置として霊園管理者が代わって祭祀を承継し、霊園管理者が定めた合葬墓へ合葬し永代にわたり供養します。

## 【有期限制度をお申込みする方のみ】

7. 墓所の使用契約は、申込者が選択した有期限の期間で終了しますが、墓所権利者などからのお申し出により、必要書類をそえて期限延長料と事務手続料を追加でお支払いすることで、有期限の期間を延長することができます。ただし、残りの期間と合わせて最長50年以内とします。
8. 有期限の期間が終了したその日から、当該区画に埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は霊園管理者となります。また、墓石その他附属物一切の所有権は霊園に帰属します。
9. 霊園管理者が祭祀主宰者となり、当該区画の墓前で供養を行ったのちに墓石を撤去し、当該区画の焼骨を霊園管理者が定めた永代供養墓へ合葬します。永代供養墓では、適宜にお参りを行い、永代にわたる供養を実施します。
10. 永代供養墓へ合葬された焼骨は理由にかかわらず返還・分骨・改葬などは一切できません。

## (墓所による制限)

- 第4条 1. ペットと共に眠るお墓は有期限制度へのお申込みをすることができません。  
2. 当霊園が指定する区画はカロート底石を設置のうえ、骨つぼまたは霊園管理者が指定する納骨袋で埋蔵してください。

## (連絡先の登録)

第5条 お申込みする際、親族などの連絡先を登録します。申込者同様に、連絡先に変更がある場合は、届け出を行ってください。

## (制度利用料の支払いおよび墓所使用許可証(供養墓使用証明証)の交付)

第6条 制度利用料は、原則7日以内に銀行振込でお支払いください。30日以内に入金されない場合は、お申込みを取消すことがあります。入金確認をもってご契約が成立し、手続き完了後30日以内に申込受理内容を明記した『墓所使用許可証・供養墓使用証明証』を交付します。  
管理料一括制度や有期限制度は、墓所使用許可証(供養墓使用証明証)を交付した時点から開始されます。

## (解約)

第7条 管理料一括制度は永代にお墓を存続させることを要望した申込者の意思を尊重するため、途中解約は原則認められません。ただし、相続人全員の合意があり、霊園管理者が承認した場合はこの限りではありません。  
有期限制度は有期限の期間内であれば霊園管理者が承諾した場合に限り、墓所権利者などからのお申し出により解約することができます。その場合、その他管理料制度への切替えが必要です。なお、受領した使用料は返金しません。

## (規定に定められていない事項および規定の改正)

- 第8条 1. 前各条に定めのない事項については、関連法令(または確立された一般慣習)の定めにしたがい、その都度、当法人が定めるものとします。  
2. 墓地、埋葬等に関する法律など、現行法規が改正された場合、および本規定に変更の必要がある事項が生じた場合は、当法人において本規定を変更することができます。

付則 この規定は、2026年4月1日付で改定し、同日から施行します。

# 真駒内滝野霊園 頭大仏御廟 ご利用にあたって

## お申込み

1. 『真駒内滝野霊園 頭大仏御廟 管理使用規定』の内容を確認・承諾したうえで、所定の使用申込書に必要事項をご記入し、署名捺印してください。
2. お申込みの日から3ヵ月以内に発行された申込者の本籍入り住民票[個人番号(マイナンバー)の記載がないもの]を使用申込書にそえてご提出ください。
3. お申込みと同時に骨預かりをすることはできません。

## 使用料のお支払い

1. お申込みの日から原則7日以内に銀行振込でお支払いください(振込手数料はお客様がご負担してください)。
2. お振込みの際に、金融機関で発行されるお客様控えが領収書の代わりとなりますので、大切に保管してください。
3. 申込書が当霊園に提出されてから30日以内に使用料が入金されない場合は、お申込みを取消すことがあります。

## 供養墓使用証明証の交付

1. 交付条件が揃い次第、30日以内に申込者へ簡易書留やレターパックなどで発送します。
2. 紛失・汚損した場合は、別途定める手数料と必要書類をそえて届け出を行い、再交付を受けることができます。
3. 旧字体(外字)の文字は類似した文字またはカタカナで登録します。

## 使用者カードの発行

1. 供養墓使用証明証を交付する際に、「使用者カード」を同封して発送します。
2. 頭大仏御廟への入室、サイネージ・QR祭壇への俗名表示には、使用者カードが必要です。  
※ お参りの際に使用者カードを忘れた場合は、供養墓使用証明証または使用者カードの裏面に記載された「入室用コード」を入力することで、入室することができます。
3. 別途定める手数料と必要書類をそえて届け出を行い、再発行や追加発行をすることができます。

## サイネージ・QR祭壇への表示や銘板への刻印

1. 祈りの間のサイネージでは、使用申込書の埋蔵予定者欄にご記入された順番で俗名・命日・合葬期日を表示します(生前の場合は俗名のみ)。
2. 祈りの間のQR祭壇では、写真を最大6枚まで表示することができます。写真の表示をご希望の場合は、公式ホームページの頭大仏御廟QR祭壇登録フォームより申請してください。
3. ストーンヘンジの銘板では、使用申込書の埋蔵予定者欄にご記入された順番で俗名を刻印します(刻印場所を指定することはできません)。
4. 上記が不要の場合は、お申込みの際にあらかじめお申し出ください。  
※ ストーンヘンジの銘板は、他のみなさまとあわせて刻印するため、刻印後は削除することができません。

## お骨預かり

1. 事前に所定の手続きと10日前までのご予約が必要です。
2. 4月～10月は9:30～15:00の間、11月～3月は10:30～14:30の間、頭大仏御廟安息の間で承ります。  
※ 保安上の理由により、3月春分の日、6月第1日曜、7月第2土日、8月11日～16日、9月秋分の日、12月28日～1月4日、毎月7日・17日・27日の10:30～12:00、頭大仏御廟・管理事務所休館日(指定日ならびにメンテナンス日)はお骨預かりをお受けすることができません。
3. 事前に所定の手続きを済ませたうえで、ご予約された時間に頭大仏御廟へお越しください。
4. お骨預かり後、霊園管理者が安置棚へお納めいたします(安置場所を指定することはできません)。
5. お骨預かり時に分骨(のど仏など)を忘れた場合、後日お預かりすることができません。
6. お骨預かりの際に白木の位牌のみ処分を承ります。
7. 僧侶の手配代行、礼拝堂でのお参りやご会食も承ります(予約制)。

## 合葬

1. お骨預かりから7年経過後の翌5月に、霊園管理者がストーンヘンジに併設された永代供養墓へ合葬します。
2. 合葬の際は、骨つぼなどの容器からさらしの納骨袋へ移し替えて大地に還します。  
※ 永代供養墓は、保安上の理由により立入禁止のため、合葬に立会うことはできません。
3. 合葬後の骨箱・骨つぼ・白木の位牌は供養後、条例などに沿って処理します。
4. 霊園管理者が定めた指定日にストーンヘンジ合同祭壇で、過去1年間に合葬された故人のお名前を読み上げのうえ、供養を行います。

## お参り

1. 供養施設のため、みなさまのご迷惑になる行為はご遠慮ください。
2. お骨を安置している「安息の間」は、お骨預かり時以外は保安上の理由により立入りできません。
3. お供えは花冠(水盤へ浮かべるお花)のみとなりますので、お供物などのお持込みはご遠慮ください。
4. ローソク・線香などの火気使用は禁止します。
5. 補助犬を除きペットの立入りは禁止します。
6. 施設内での飲食・喫煙・撮影はご遠慮ください。
7. 保安上の理由により、施設内には防犯カメラを設置しています。

# 真駒内滝野霊園 頭大仏御廟 管理使用規定

## (管理使用規定の目的)

第1条 本規定は、真駒内滝野霊園 頭大仏御廟の使用および管理に関し必要な事項を定め、その使用および管理が適切に行われることを目的とした約款です。頭大仏御廟をお申込みする方（以下、申込者といいます）と使用する方（以下、使用者といいます）に適用します。頭大仏御廟に関する事項以外は『真駒内滝野霊園 管理使用規定』を遵守してください。

## (使用目的)

第2条 1. 頭大仏御廟は、許可を受けた焼骨を霊園管理者が定めた期間安置し、期間が終了したのちは永代供養墓へ合葬するために供するもので、目的以外の使用はできません。  
2. 頭大仏御廟に一度安置した焼骨および永代供養墓に合葬した焼骨は、理由にかかわらず返還・分骨・改葬などは一切できません。

## (使用資格)

第3条 1. 頭大仏御廟は、国籍・宗教などを問わずどなたでも使用することができます。  
2. 供養墓の使用としての権利は、民法896条但書により一身専属的であるため、相続・譲渡・転貸などすることはできません。

## (供養墓使用料)

第4条 供養墓使用料とは、許可を受けた焼骨を安置・合葬するために使用する権利と、霊園が維持管理・供養をするために要する費用です。

## (供養墓使用証明証の交付)

第5条 1. 頭大仏御廟の申込者は、当使用規定の各条項に承諾のうえ、所定の使用申込書に申込者の本籍入り住民票〔個人番号（マイナンバー）の記載がないもの〕をそえ、登録手数料と供養墓使用料などをお支払い後、『供養墓使用証明証（以下、証書といいます）』の交付を受けてください。  
2. 証書は所定料金の入金確認後に申込者へ交付します。証書の交付を受けてから、頭大仏御廟を使用することができます。  
3. 証書を紛失・汚損した場合は、別途定める手数料と必要書類をそえて届け出を行い、霊園管理者より再交付を受けることができます。  
4. 使用者の改姓などにより証書の記載内容を変更する場合は、別途定める必要書類をそえて届け出を行い、記載内容の訂正を受けることができます。  
5. 旧字体（外字）の文字は類似した文字またはカタカナで登録します。

## (祭祀承継)

第6条 焼骨を安置した時点から祭祀主宰者を霊園管理者とすることに同意していただきます。

## (埋蔵者の制限)

第7条 所定の使用申込書に定めた、埋蔵予定者以外を安置・合葬することはできません。ただし、別途定める手数料と必要書類をそえて届け出を行い、霊園管理者が埋蔵予定者の変更を承認した場合はこの限りではありません。

## (合同供養の行為)

第8条 お彼岸およびお盆などには、霊園管理者が祭祀主宰者となり、供養を行います。

## (維持管理等)

第9条 頭大仏御廟ならびに永代供養墓の維持管理・清掃・環境整備などは、霊園管理者が行います（ただし、永代供養墓の除雪は行いません）。

## (真駒内滝野霊園 朋の会)

第10条 1. 当法人が行う、真駒内滝野霊園の御霊の供養に関する事業活動などを通して、会員相互の交流を図る目的や霊園を訪れる方々の憩いの場所として施設を提供し、安心してお参りしていただくことを目的として、真駒内滝野霊園 朋の会（以下、朋の会といいます）を置きます。  
2. 朋の会会員資格は、使用申込者一名に対してのみ付与します。  
3. 朋の会会員資格については別途定めるところにしたがってください。

付則 この規定は、2026年4月1日付で改定し、同日から施行します。

# 真駒内滝野霊園 合葬墓ふる里霊廟 ご利用にあたって

## お申込み

1. お申込みに際しては、11頁の『真駒内滝野霊園 合葬墓ふる里霊廟 管理使用規定』を確認・承諾したうえで、『真駒内滝野霊園 合葬墓ふる里霊廟使用申込書(以下、申込書といいます)』に申込者が必要事項をご記入し、署名捺印してください。
2. 記入済みの申込書一式を直接、管理事務所窓口にご持参するか、郵送でご提出してください。
3. 申込書の内容を当霊園で確認してから、使用料お支払いのご案内をします。
4. 使用料は、銀行振込でお支払いください(振込手数料はお客様がご負担してください)。なお、金融機関で発行されるお客様控えが領収書の代わりとなりますので、大切に保管してください。
5. 申込書が当霊園に提出されてから30日以内に使用料が入金されない場合は、お申込みを取消すことがあります。
6. 交付条件が揃い次第、30日以内に使用申込者へ『供養墓使用証明証』を簡易書留やレターパックなどで発送します(書類に不備があると交付することができません)。
7. 供養墓使用証明証を受領してから、お骨預かり日の予約をしてください。  
※ 管理事務所窓口で、申込手続とお骨預かりを同時に承ることはできません。

## 供養墓使用証明証

1. 申込手続完了後、申込者に供養墓使用証明証を交付します。
2. 生前の利用者には、供養墓使用証明証とともに供養墓生前利用者証明証を交付します。
3. 紛失・汚損した場合は、別途定める手数料と必要書類をそえて、再交付を受けることができます。
4. 旧字体(外字)の文字は類似した文字またはカタカナで登録します。

## お骨預かり

1. 事前に所定の手続きと10日前までのご予約が必要です。
2. 9:30~15:00の間、管理事務所窓口で承ります。  
※ 保安上の理由により、3月春分の日、6月第1日曜、7月第2土日、8月11日~16日、9月秋分の日、12月28日~1月4日、ふる里霊廟・管理事務所休館日(指定日ならびにメンテナンス日)はお骨預かりをお受けすることができません。
3. お骨預かり後、霊園管理者が立会い納骨します。
4. お骨預かりには、火葬・改葬許可証が必要ですので、お忘れなくお持ちください。火葬・改葬許可証が不備の場合、お骨預かりすることができません。
5. お骨預かり時に分骨(のど仏など)を忘れた場合、後日お預かりすることができません。
6. お位牌などは、檀家寺(お付き合いのある寺院)などで処分をお願いします。万一、檀家寺がない場合に限り、お骨預かりの際に白木の位牌のみ処分を承ります。それ以外の遺影や遺品などは、お客様自身でお焚き上げ業者などをご利用ください。
7. さいごのお別れのお参りを礼拝堂で実施することができます。僧侶の手配代行やご会食も別途承ります。予約制となっていますので、ご希望の場合は、事前に公式ホームページかお電話でご予約ください。

## 位牌札

1. 位牌札は、納骨後7~10日間でふる里霊廟中庭に掲示します。
2. 位牌札の掲示希望の変更はできません。
3. 位牌札の掲示場所の指定はできません。
4. 旧字体(外字)の文字は類似した文字またはカタカナで掲示します。
5. 合葬後は個別の位牌札を外し、納骨年度ごとに埋蔵者のお名前を銘板に刻印し、掲示します。

## お申込み・ご契約の撤回(クーリングオフ制度)

お申込みやご契約を取り交わしたその日を含めて8日以内であれば、書面・電子メールなどによりお申込みやご契約の撤回、またはお申込みやご契約の解除を行うことができます。この場合、お支払いいただいた金額を返金いたします。

詳細は3頁の「クーリングオフのお知らせ」や販売代理店へご確認ください。

# 真駒内滝野霊園 合葬墓ふる里霊廟 管理使用規定

## (管理使用規定の目的)

第1条 本規定は、真駒内滝野霊園 合葬墓ふる里霊廟の使用および管理に関し必要な事項を定め、その使用および管理が適切に行われることを目的とした約款です。ふる里霊廟をお申込みする方(以下、申込者といいます)と使用する方(以下、使用者といいます)に適用します。ふる里霊廟に関する事項以外は『真駒内滝野霊園 管理使用規定』を遵守してください。

## (使用目的)

第2条 1. ふる里霊廟は、許可を受けた焼骨を埋蔵するために供するもので、目的以外の使用はできません。  
2. ふる里霊廟に一度埋蔵された焼骨は、理由にかかわらず返還・分骨・改葬などは一切できません。

## (申込手続)

第3条 1. ふる里霊廟の申込者は、本規定の各条項に承諾のうえ、『真駒内滝野霊園 合葬墓ふる里霊廟使用申込書(以下、申込書といいます)』に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。  
2. 別途定める合葬墓使用料(以下、使用料といいます)は申込書の内容を霊園で確認してから、ご案内をします。

## (合葬墓使用料)

第4条 1. 合葬墓使用料とは、許可を受けた焼骨をふる里霊廟に埋蔵するために使用する権利と、霊園が維持管理・供養をするために要する料金です。  
2. 既納の使用料は、理由にかかわらず一切返金することができません。ただし、クーリングオフ期間内はこの限りではありません。  
3. 申込書が当霊園にご提出されてから30日以内に使用料が入金されない場合は、お申込みを取消すことがあります。

## (使用資格)

第5条 1. ふる里霊廟は、国籍・宗教などを問わずどなたでも使用することができます。  
2. ふる里霊廟の使用者としての権利は、民法896条但書により一身専属的であるため、相続・譲渡・転貸などすることはできません。

## (供養墓使用証明証の交付)

第6条 1. ふる里霊廟の使用申込をする方は、所定の申込書に必要事項をご記入のうえ当霊園にご提出し、別途定める使用料をお支払い後、供養墓使用証明証(以下、証書といいます)の交付を受けてください。  
2. 証書は所定料金の入金確認後に申込者へ交付します。証書の交付を受けてから、ふる里霊廟を使用することができます。  
3. 生前の使用者については、供養墓生前使用者証明証を交付します。  
4. 証書を紛失・汚損した場合は、別途定める手数料と必要書類をそえて届け出を行い、真駒内滝野霊園管理者(以下、霊園管理者といいます)より再交付を受けることができます。  
5. 使用者の改姓などにより証書の記載内容を変更する場合は、別途定める必要書類をそえて届け出を行い、記載内容の訂正を受けることができます。  
6. 旧字体(外字)の文字は類似した文字またはカタカナで登録します。

## (個人情報の取扱い)

第7条 当法人がお客様より取得した個人情報は、別途定める「個人情報の取扱い」の通り厳重に管理し、目的以外の利用はしません。

## (死体埋葬の禁止および焼骨の埋蔵)

第8条 公衆衛生上、ふる里霊廟に死体を埋葬することはできません。したがって、ふる里霊廟の埋蔵は許可を受けた焼骨のみとします。

## (埋蔵の手続)

第9条 1. 証書の交付を受けてから、当霊園まで事前にご連絡のうえ、焼骨を直接お持ちください。なお、直接焼骨をお持ちいただけない場合は、当霊園にお問合せください。  
2. 火葬・改葬許可証のない焼骨は埋蔵できません。  
3. 合葬後の骨箱・骨つぼ・白木の位牌は供養後、条例などに沿って処理します。

## (祭祀主宰者)

第10条 ふる里霊廟に埋蔵される焼骨の祭祀主宰者を、霊園管理者とすることに同意していただきます。

## (合同供養)

第11条 1. ふる里霊廟に埋蔵された焼骨について、霊園管理者が祭祀主宰者となり供養を行います。  
2. お骨預かり後100日間、供養室に安置します。  
3. その後、骨つぼのまま3年間安置します。  
4. 3年100日経過後、焼骨を合葬します。  
5. お彼岸およびお盆の年3回、合同祭壇で供養を行います。

## (施設の維持管理)

第12条 ふる里霊廟の維持管理・清掃・環境整備などは、霊園管理者が行います。

## (不可抗力などによる事故の責任)

第13条 1. 地震・風水害・落雷などの自然災害による不可抗力や第三者による行為により生じた損害、ならびにこれらに随伴して生じた損害(人身傷害を含む)に対しては、当霊園は一切の責任を負いません。  
2. 盗難・交通事故など、第三者による加害行為により生じた損害について、当霊園は一切の責任を負いません。

## (真駒内滝野霊園 朋の会)

第14条 1. 当法人が行う、真駒内滝野霊園の御霊の供養に関する事業活動などを通して、会員相互の交流を図る目的や霊園を訪れる方々の憩いの場所として施設を提供し、安心してお参りしていただくことを目的として、真駒内滝野霊園 朋の会(以下、朋の会といいます)を置きます。  
2. 朋の会会員資格は、使用申込者一名に対してのみ付与します。  
3. なお、朋の会会員規約については別途定めるところにしたがってください。

## (規定に定められていない事項および規定の改正)

第15条 1. この規定に定めのない事項については、関連法令(または確立された一般慣習)の定めにしたがい、その都度、当法人が定めるものとします。  
2. 墓地、埋葬等に関する法律など、現行法規が改正された場合、および本規定に変更の必要ある事項が生じた場合は、当法人において本規定を変更することができます。

付則 この規定は、2026年4月1日付で改定し、同日から施行します。

## 真駒内滝野霊園 事務手続要領

墓所使用許可証再交付

墓所使用許可証とはお墓の権利証です。名義変更や管理料制度切替手続などの際に必要です。

※ 2014年3月31日までは「永代使用許可証」という名称で交付していましたが、2014年4月1日に名称を変更しました。

なお、この名称変更による墓所使用の取扱いに変更はありません(2014年3月10日発行 会報朋だよりNo39で通知)。

※ 供養墓の場合は「供養墓使用証明証」または「供養墓生前使用者証明証(ふる里霊廟のみ)」を交付しています。

## 墓所使用許可証の再交付

必要書類など		申請書類	手続料
<input type="checkbox"/>	権利者の印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> 墓所手続申請書	2,200円
<input type="checkbox"/>	印鑑(実印)		

納骨

● 納骨にはご予約と事前の手続きが必要です。● 火葬・改葬許可証が不備の場合は納骨することができません。

● 墓所権利者の親族以外の焼骨を埋蔵することはできません。

納骨担当者が墓石を動かし、カロートへお骨を納めるお手伝いをします。骨箱・骨つぼ・白木の位牌は供養後、条例などに沿って処理します。

## 滝野霊園へ納骨

必要書類など		申請書類	手続料
<input type="checkbox"/>	権利者の本人確認書類のコピー (運転免許証・敬老手帳・マイナンバーカード顔写真真面など)	<input type="checkbox"/> 埋蔵申請書	16,500円
<input type="checkbox"/>	死体火葬許可証・改葬許可証・分骨証明書		
<input checked="" type="checkbox"/>	[権利者が親族などに手続きを委任する場合]		
<input type="checkbox"/>	権利者の実印が捺印された委任状および印鑑登録証明書		
<input type="checkbox"/>	受任者の本人確認書類のコピー		

※ 死体火葬許可証は一般的に火葬場で交付され、通常は骨箱の中に入っています。

※ 18区個人墓・夫婦墓・19区夫婦墓Ⅱ・頭大仏御廟・ふる里霊廟は申込時に納骨手続料をお支払い済です。

※ ベットと共に眠るお墓へベットのみを納骨する場合、手続料は11,000円です(ベットの場、火葬証明書などの提出は不要です)。

## 滝野霊園にあるお墓からお骨を取出す

必要書類など		申請書類	手続料
<input type="checkbox"/>	権利者の本人確認書類のコピー (運転免許証・敬老手帳・マイナンバーカード顔写真真面など)	<input type="checkbox"/> 証明書発行申請 兼 改葬申請書	16,500円
<input checked="" type="checkbox"/>	[他のお墓へ「改葬」する場合]		
<input checked="" type="checkbox"/>	[他のお墓へ「分骨」する場合]		

※ 納骨と分骨を同時に行う場合、「分骨証明書」発行の手続料はかかりません。

納骨済のお骨を後日に分骨する場合は、分骨手続料16,500円と必要書類をそえて申請してください。

## 改葬(他のお墓へお骨を移動すること)に必要な手続き

- ① 現在納骨しているお墓の管理者から「埋蔵(収蔵)証明書」を発行してもらう
- ② 新しいお墓の管理者から「受入証明書\*1」を発行してもらう
- ③ 現在納骨してあるお墓の市区町村長へ①埋蔵(収蔵)証明書と②受入証明書\*1を提出して「改葬許可証」を交付してもらう
- ④ 新しいお墓の管理者へ③改葬許可証を提出して納骨する

※ 1 札幌市など、自治体によっては受入証明書の提出が不要の場合があります。

※ 札幌市内の墓地または寺院からお骨を移動してくるときの改葬申請先

札幌市保健福祉局施設管理課 墓園管理係 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル7階 ☎011-211-3525

## 埋蔵予定者の変更・追加(供養墓のみ)

必要書類など		申請書類	手続料
<input type="checkbox"/>	埋蔵予定者間の続柄がわかる戸籍謄本類(戸籍謄本・戸籍抄本など)	<input type="checkbox"/> 埋蔵予定者変更兼 祭祀主宰者選任申請書	11,000円
<input type="checkbox"/>	埋蔵予定者の近親者から同意書および印鑑登録証明書が必要になる場合があります。		

※ 埋蔵予定者を追加する場合は、別に定める埋蔵予定者追加料金が必要です。ご利用の管理料制度で費用が異なるため、詳しくはお問合せください。

※ 埋蔵予定者追加・期限延長(有期限制度)の申請は供養墓の使用申込者が行ってください。使用申込者が死亡後に申請する場合は、埋蔵予定者や親族一同の合意が必要です。

※ 埋蔵予定者の氏名変更：変更が確認できる書類のコピー(運転免許証・戸籍謄本・戸籍抄本など)／手続料無料

※ 供養墓使用証明証の更新を希望する場合は、手続の際に供養墓使用証明証をご提出ください。

● 新しい墓所使用許可証は手続完了後(納骨予定がある場合は納骨日)から30日以内に権利者へ簡易書留やレターパックなどで発送します。

● 住民票・戸籍謄本類・印鑑登録証明書は発行から3ヵ月以内のものに限ります。なお、上記記載以外の書類が必要になることがあります。

# 真駒内滝野霊園 事務手続要領

## ● 権利者が死亡した場合は名義変更が必要です(供養墓使用者・有期限制度利用者\*\*は手続き不要)。

※ 管理預託金制度利用者は管理使用規定第9条4項により、承継(名義変更)手続はできません。  
ただし、管理料一括制度への切替えを承諾した場合はこの限りではありません。

## ● 新権利者が祭祀を主宰することについて、相続人全員の合意を得てください。

※ 合意を得た親族代表者の住所や電話番号を新権利者よりご記入いただけます。

### 権利者死亡による名義変更

必要書類など		申請書類	手続料
<input type="checkbox"/>	墓所使用許可証(永代使用許可証)	<input type="checkbox"/> 墓所手続申請書	11,000円
<input type="checkbox"/>	現権利者の死亡確認書類		
<input type="checkbox"/>	続柄がわかる戸籍謄本類(戸籍謄本・戸籍抄本・除籍謄本・除籍抄本など)		
<input type="checkbox"/>	新権利者の本籍入り住民票[個人番号(マイナンバー)の記載がないもの]		
<input type="checkbox"/>	新権利者の印鑑登録証明書		
<input type="checkbox"/>	新権利者の印鑑(実印)		

※2 管理使用規定第16条1項参照。なお、管理料一括制度・有期限制度使用規定第3条3項により、有期限制度利用者は名義変更することもできます。

※ 納骨手続と同時に名義変更手続を行う場合は火葬・改葬許可証を死亡確認書類とします。

※ 申請内容により、全相続人からの同意書および印鑑登録証明書などが必要になる場合があります。

### 生前の名義変更

必要書類など		申請書類	手続料
<input type="checkbox"/>	墓所使用許可証(永代使用許可証)	<input type="checkbox"/> 墓所手続申請書	11,000円
<input type="checkbox"/>	続柄がわかる戸籍謄本類(戸籍謄本・戸籍抄本・除籍謄本・除籍抄本など)		
<input type="checkbox"/>	新権利者の本籍入り住民票[個人番号(マイナンバー)の記載がないもの]	<input type="checkbox"/> 墓所使用に関する同意書	
<input type="checkbox"/>	現権利者と新権利者の印鑑登録証明書		
<input type="checkbox"/>	現権利者と新権利者の印鑑(実印)		

承継(名義変更)

### 氏名変更・本籍変更

必要書類など		申請書類	手続料
<input type="checkbox"/>	墓所使用許可証(永代使用許可証)	<input type="checkbox"/> 登録情報変更申請書	無料
<input type="checkbox"/>	変更の内容が確認できる書類のコピー(運転免許証・戸籍謄本・戸籍抄本など)		
<input checked="" type="checkbox"/>	[本籍を変更した場合]		
<input type="checkbox"/>	本籍入り住民票[個人番号(マイナンバー)の記載がないもの]・戸籍謄本・戸籍抄本など		

※ 住所変更は、公式ホームページかお電話で手続きしてください。

氏名・本籍変更

### 管理料一括制度や有期限制度のお申込み・前納管理料制度や有期限制度の期限延長

必要書類など		申請書類	手続料
<input type="checkbox"/>	墓所使用許可証(永代使用許可証)・供養墓使用証明証**3	<input type="checkbox"/> 管理料制度等申込書	2,200円 + 管理料制度 利用料
<input type="checkbox"/>	権利者の印鑑登録証明書[管理料一括制度・有期限制度の申込み]		
<input type="checkbox"/>	印鑑(実印)[管理料一括制度・有期限制度の申込み]		
<input type="checkbox"/>	認印[前納管理料制度や有期限制度の期限延長]		

※ 管理料制度利用料は現在ご利用中の管理料制度により異なります。詳しくは管理事務所にお問合せください。

※3 管理料一括制度や有期限制度への切替え、有期限制度の期限延長の場合は必要です。

管理料制度

### 墓所使用権の返上(使用墓所が不要になった場合)

必要書類など		申請書類	手続料
<input type="checkbox"/>	墓所使用許可証(永代使用許可証)・供養墓使用証明証	<input type="checkbox"/> 墓所申込取消申請兼 使用権返上申請書	11,000円
<input type="checkbox"/>	権利者の印鑑登録証明書		
<input type="checkbox"/>	印鑑(実印)		

※ 墓石その他附属物などは取除き、原形に復してください。これに要する費用は別途見積が必要です。

※ 納骨されている場合は、別途改葬の手続き(12頁参照)が必要です。

墓所返上

● 旧字体で出力していた霊園発行書類は、2020年3月より新字体(常用漢字)で出力しています(2020年3月10日発行 会報朋だよりNo.50で通知)。

お問合せは… 真駒内滝野霊園 札幌市南区滝野2番地 ☎011-592-1223

※ 午前中はお電話が集中します。比較的繋がりがやすい時間帯：14:00～16:00

# 真駒内滝野霊園 朋の会規約

## (目的)

第1条 公益社団法人ストーンサークル頭大仏霊園(以下、当法人といいます)が行う、真駒内滝野霊園の御霊の供養に関する事業活動などを通して、会員相互の交流を図る目的や霊園を訪れる方々の憩いの場所として施設を提供し、安心してお参りしていただくことを目的として、真駒内滝野霊園 朋の会(以下、朋の会といいます)を置きます。

## (入会手続)

第2条 本規約に同意のうえ、当法人指定の入会方法により手続を行った方を朋の会会員とします。入会金・年会費は無料です。  
(この規約の内容およびサービスの変更)

第3条 当法人は、この規約および本会の特典内容を会員へ事前の了承を得ることなく、変更することができるものとし、この場合、変更内容を会報および公式ホームページで通知します。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

## (会員証)

第4条 1. 当法人が墓所権利者に交付する「墓所使用許可証」を朋の会会員証とします。なお、交付の際、当法人が会員毎に会員番号(以下、お客様番号といいます)を設定します。ただし、会員が当該お客様番号を選択することはできません。また、会員証は会員本人のみがご利用できるものとします。  
2. 供養墓に関しては、2012年3月以前の使用申込者に交付した「御申込内容確認書」、2012年4月以降の供養墓(ふる里霊廟・頭大仏御廟を含む)使用申込者に交付する「供養墓使用証明証」を朋の会会員証とします。

## (会員の特典など)

第5条 会員に対する特典などは会報および公式ホームページでお知らせします。なお、第三者に対する会員特典の譲渡または転貸などはできません。

## (退会)

第6条 次の場合、当法人の判断により強制退会などの措置をとることがあります。  
(1)住所不明などの状態が一定期間続き、改善される見込みがないと認められるとき。  
(2)会員が当法人または他の会員の迷惑となるような行為を行ったと認められるとき。  
(3)その他、管理使用規定上の義務に違反するなど、会員としての継続が困難と認められるとき。

## (個人情報の管理など)

第7条 会員の個人情報は、別途定める「個人情報の取扱い」の通り厳重に管理し、目的以外の使用はしません。

## (補則)

第8条 本規約に定めのない事項については、関連法令(または確立された一般慣習)の定めにしたがい、その都度、当法人が定めるものとします。

付則 この規約は、2026年4月1日付で改定し、同日から施行します。  
ふる里公苑 賛助会員は、2012年4月より「朋の会会員」へと移行しました。

# 真駒内滝野霊園 ご利用にあたって

## 【墓所使用許可証などの霊園交付書類】

墓所使用許可証とは、真駒内滝野霊園が交付する「お墓の権利証」です。使用料の全額入金確認後に交付します。名義変更や管理料制度切替などの手続きには墓所使用許可証が必要です。なお、許可証を紛失・汚損した場合は再交付を受けることができます。別途定める手続料と必要書類をそろえて届け出を行ってください。  
※ 供養墓(ふる里霊廟・頭大仏御廟を含む)の場合は、使用料の全額入金確認後に「供養墓使用証明証」を交付します。  
※ 「墓所使用許可証」や「供養墓使用証明証」は交付条件が揃い次第、30日以内に使用申込者へ簡易書留やレターパックなどで発送します。  
※ 2014年3月末までの墓所使用許可証は「永代使用許可証」という名称で交付しています。  
※ 「Windows10」採用のシステム入替えに伴い、お客様宛の書類やご案内表示などは新字体(常用漢字)で出力しています(朋だよりNo.50で通知)。新字体または代替文字が不明な場合、類似した文字またはカタカナ表記となります。

## 【墳墓の建立や追加施工】

墳墓の建立や追加施工を行う場合、お客様の責任において自由に石材店などをお選びください。ただし、霊園の管理を適切に行うため、管理使用規定や工事施工規則などを理解し、遵守する施工業者にご依頼ください。当霊園では協力石材店制度を取っていますが、協力石材店以外の施工業者にご依頼をご希望の場合は、事前に当霊園までお問合せください。

## 【工事施工規則】

墓参者の安全と供養行為への配慮に努め、霊園内の秩序ある景観や良好な墓参環境を保全するため、工事施工規則や工事施工ガイドラインを定めています。真駒内滝野霊園内での工事施工や役務の提供を請け負った石材店など施工業者は、本規則を遵守のうえ、事前に必要書類を提出し、霊園管理者の承認を受けてください。無断工事は損害金を請求します。

## 【協力石材店】

協力石材店は、真駒内滝野霊園が定める規定・規則を遵守し、代理店として墓所の販売または施工店として墓所の建立を委託された石材店です。協力石材店は墓所使用者の要望に応じて、追加施工・補修・納骨などの顧客サービスを霊園と協力のうえ、提供します。

## 【お参りの注意事項】

1. 雨や雪で濡れた墓石は大変滑りやすくなっています。足元に注意してお参りください。
2. 園内は火気を利用する飲食を禁止します。
3. 供物や飲物を放置すると野生動物が荒らし、お墓を汚す恐れがあるため、お参り後は必ずお持帰りください。
4. カラス・シカ・クマなどを呼び寄せる恐れがあるため、ゴミのお持帰りにご協力をお願いします。
5. 園内は故人を偲び供養するところです。園内を走ったり、騒いだりしないでください。
6. 墓石に体重をかけるなど、無理に力を加えないでください。
7. 園内の水汲場で洗車することを禁止します。また、水桶で雑巾を洗わないでください。
8. 車上荒らしを防止するため、車には貴重品を置かずにドアを必ずロックしてください。
9. 園内で墓石修繕工事を受けるなどの営業行為を禁止しています。無許可の悪質業者にご注意ください。
10. 無断で小型無人飛行機(ドローンなど)を園内で飛ばす行為は禁止します。
11. 暴言・過度な要求・威圧的言動、ならびにスタッフを特定できるSNS投稿は固くお断りします。違反行為があった場合、必要に応じて警察へ通報します。

## 【ペットとお参り】

ペットと一緒に参る際はリードで短くつないでください。また、排せつ物は必ず処理してください。なお、管理事務所・滝之太陽殿・販売センター・八角堂・ふる里霊廟・頭大仏殿・百年永寿・モアイ像前などの一部施設では補助犬を除き、ペットの立ち入りをご遠慮いただいております。

## 【供花の処理】

枯れた供花は、4月25日～11月10日まで適時処理します。ただし、お盆期間・お彼岸期間・冬期間は処理しません。また、備付けの花立を使用しないアレンジメントフラワー(滝野霊園売店で販売しているものは除く)は処理しません。「枯れても花をかたづけなくて欲しい」という場合は、墓所内に設置する専用の看板を貸出していますので、管理事務所までお問合せください。なお、天災や鳥獣害(シカの食害など)により供花が花立から落下し、どの墓所の供花かを特定できない場合は、処理の対象となります。

※ 花下げ禁止看板設置に関する注意事項

- 看板を紛失・汚損した場合は、管理事務所までお申し出ください。再度看板を貸出します。
- 原則として、墓所権利者の届け出により承ります。

## 【墓所位置案内業務】

墓参予定の親族や知人の方から、お墓の位置がわからず、お問合せいただく場合があります(窓口・電話・手紙・メール・インターネット検索・無人検索システムなど)。

この場合、真駒内滝野霊園では霊園管理の一環として、権利者や故人のお名前でお墓の場所を案内しています。

案内が不要の場合は、あらかじめ管理事務所へ墓所使用に関する申請書で申請してください。

## 【墓所案内禁止届に関する事項】

- 検索対象が案内不要のお墓だった場合、「お客様のご都合でお答えできません」と返答します。  
※ ただし、霊園が権利者へ返答方法を確認する必要が生じ、開示のご承諾をいただいた場合は、この限りではありません。
- 納骨やご法要をお申込みされた際に、館内のモニターに案内を表示しません。
- 原則として、墓所権利者の届け出により承ります。

## 【連絡用看板の設置】

墓所使用について確認する必要がある場合、お墓に連絡用の看板を設置することがあります。お気づきの点などありましたら、管理事務所にお問合せください。

# 僧侶手配

真駒内滝野霊園での墓前・礼拝堂への僧侶手配は、お客様自身で行うことが原則です。

檀家寺（お付合いのある寺院）がある方は直接連絡してください。檀家寺がない方は、インターネットなどでお調べください。真駒内滝野霊園で寺院の紹介は行っていません。

## 僧侶手配代行

お客様自身で手配できない場合に限り、真駒内滝野霊園で僧侶手配を承ることができます。

- ・真駒内滝野霊園に僧侶はいないため、お客様と寺院の都合を確認のうえ、手配代行をいたします。
- ・僧侶手配代行をご利用の際は、代行料として2,200円（税込）がかかります。
- ・手配代行料は、必ず事前にお振込みもしくは管理事務所の窓口でお支払いください。

◆ 手配可能な宗派 ◆ ・禅宗 ・浄土真宗（東） ・浄土真宗（西） ・日蓮宗 ・真言宗 ・浄土宗 ・神道

### 注意事項

- 1) 10日前までのご予約が必要です。寺院の都合により、お客様のご希望する日時をご予約できない場合があります。
- 2) 8月13日～16日・12月28日～1月5日は僧侶手配を承ることができません。
- 3) お参り当日のキャンセルは、手配代行料ならびに僧侶のお布施をご負担いただきます。
- 4) 戒名・法名などがわかるもの、または戒名・法名、俗名、死亡年月日、年齢が記載されたものをお持ちください。
- 5) 仏壇・本位牌・過去帳の作成・魂入・魂扱は承ることができません。
- 6) 戒名・法名の授与や霊園外への僧侶手配は承ることができません。
- 7) 合同祭壇をご利用の場合、貸し切ることはできません。また、各施設のBGMや読経テープを止めることはできません。

## お布施

お布施は読経後に僧侶へ直接お渡しください

葬儀や法事・法要の際に僧侶へ渡す供養料をお布施といいます。故人のご冥福を祈る気持ちは、なかなか金額に換算できるものではありませんが、下記は手配代行をご利用の場合の金額の一例です。お客様自身で手配される場合は、各寺院ごとに考え方がありますので、直接僧侶へご相談したり、ご親族間でよく話し合ってお決めしなさい。

### お布施金額 （一例）

※ 神道は玉串料

■ 墓参のみ	-----	7,000円～10,000円
■ 礼拝堂のみ	-----	15,000円～20,000円
■ 礼拝堂および墓参	-----	20,000円～30,000円
■ 納骨・お墓の魂入※1	-----	15,000円～30,000円
■ 礼拝堂および納骨・お墓の魂入※1	-----	30,000円～50,000円
■ 改葬・お墓の魂扱	-----	15,000円～30,000円

※1 はじめて納骨をする際は、魂入もあわせて僧侶に依頼します。不要の場合は、お知らせください。

## よくあるご質問

Q. 魂入とはなんですか？

A. 魂入（開眼供養・開眼法要・お性根入ともいいます）は、お墓を建立したときに物体としての「石」ではなく、礼拝対象としての「お墓」にするための儀式です。宗派にもよりますが、本来はお墓を建立したときに行うものです。

近年では、そのお墓にはじめて納骨をするときに一緒にする場合も増えています。

Q. 納骨にはどのような方法がありますか？

A. 東京など関東地域は骨つぼのまま納骨するのが一般的なようですが、関西、東海地区や札幌市近郊においては、骨つぼからお骨を出して大地に還すのが一般的です。その際に、お骨をさらしの袋に移し替えて、納骨する方法があります。

※さらしの袋はお客様がご用意ください（納骨方法に制限がある区画は除く）。管理事務所売店では、さらしの袋を1枚1,000円で販売しています。

## 公式ホームページでできること

公式ホームページ  
はこちら



真駒内滝野霊園の公式ホームページでは各種手続きをオンラインでお申込みできます。  
混雑を避けたい方、遠方にお住まいの方などはオンライン申請をご利用ください。

資料請求	お墓の 見学予約	墓所検索	戒名彫刻	お墓の 補修	代行 サービス	法要予約
納骨手続	名義変更	住所変更	許可証 再交付	管理料 制度切替	WEB カメラ	etc.

### 住所変更の際は、必ずお知らせください

住所が変わった場合は、公式ホームページのオンライン申請  
またはお電話で新しい住所をお知らせください。  
※住所変更の手続料は無料です。

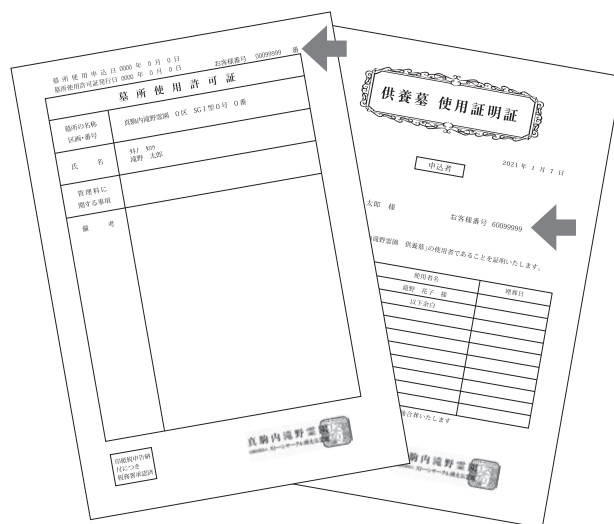


### お手続きのお問合せやお申込みには、 「お客様番号」が必要です

お客様番号は墓所（永代）使用許可証や  
供養墓使用証明証に記載されています。  
※一部書類に記載されている整理番号と  
お客様番号は同一のものです。

お客様番号とは

真駒内滝野霊園が設定する8桁の番号  
です。この番号をお伝えいただくことで  
お客様やお墓を特定することができます。



### 銀行振込の受取人名

各種お支払いに銀行振込をご利用される場合、受取人は真駒内滝野霊園の経営主体である「公益社団法人ストーンサークル頭大仏霊園」と表示されます。施設名である真駒内滝野霊園とは名称が異なりますが、お間違いありませんのでご安心ください。  
また、一部の金融機関では、代表者である「タカハシトシヒコ」まで表示される場合があります。